

食品表示基準を守らないときは・・・

指示・公表

販売業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示・公表

命令・公表

指示に従わない場合、指示に従うべきことを命令・公表

命令に違反した場合

個人 1年以下の拘禁刑、または100万円以下の罰金
法人 1億円以下の罰金

なお、原産地（原材料の原産地を含む）の虚偽表示の場合は
個人：2年以下の拘禁刑または200万円以下の罰金、法人：1億円以下の罰金に処せられます。

食品表示に関するお問い合わせ先一覧

担当法律等	関係機関名		連絡先
	部局名	課（班）名	
食品表示法	消費者庁 食品表示課		03-3507-8800
食品表示法 （品質事項） 名称、原材料、 原料原産地、 食品関連事業者等	農林水産部	流通・加工推進課	098-866-2255
		畜産課	098-866-2269
		森林管理課	098-866-2295
		水産課	098-866-2300
食品表示法 （衛生事項） アレルギー、添加物、 期限表示、保存方法、 製造者等	保健医療介護部	薬務生活衛生課	098-866-2055
	北部保健所	生活環境班	0980-52-2636
	中部保健所	生活衛生班	098-938-9787
	南部保健所	生活衛生班	098-889-6799
	宮古保健所	生活環境班	0980-72-3501
	八重山保健所	生活環境班	0980-82-3243
	那覇市保健所	生活衛生課	098-853-7963
食品表示法 （保健事項） 栄養成分表示 保健機能食品等	保健医療介護部	健康長寿課	098-866-2209
	北部保健所	健康推進班	0980-52-5219
	中部保健所	健康推進班	098-938-9701
	南部保健所	健康推進班	098-889-6591
	宮古保健所	健康推進班	0980-73-5074
	八重山保健所	健康推進班	0980-82-4891
	那覇市保健所	健康増進課	098-853-7961
景品表示法	生活福祉部	生活安全安心課	098-866-2187
薬機法	保健医療介護部	薬務生活衛生課	098-866-2055
計量法	生活福祉部	計量検定所	098-889-2775

食品表示法
（品質事項）

食品表示110番 098-866-2274

受付時間：9:00～17:00（土、日曜日及び祝日等を除く）

食品表示についての情報は

消費者庁

食品表示法

[検索](#)

食品表示制度

正しい食品表示は**事業者の義務**です。



食品に関する表示は、食品の安全性の確保や消費者が商品を選択する際の情報源として重要な役割を担っています。

このパンフレットでは、食品表示基準で定められた生鮮食品及び加工食品を販売する際の横断的な義務表示事項を中心に、食品表示制度についてまとめられています。

令和8年4月から施行となった主な改正点

- ・医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「カシューナッツ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。（経過措置：令和10年3月31日まで）

沖縄県農林水産部流通・加工推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2 TEL.098-866-2255 FAX.098-862-7519

沖縄県 流通・加工推進課 食品表示

[検索](#)

2026年4月

沖縄県

生鮮食品の表示

農産物



ゴーヤー / 沖縄県産

- ① 名 称 その内容を表す一般的な名称を表示。
- ② 原産地 国産品：都道府県名を表示。
※市町村名その他一般に知られている地名を表示してもよい。
輸入品：原産国名を表示。
※一般に知られている地名を表示してもよい。
●「しいたけ」については、栽培方法「原木」「菌床」も表示。

畜産物



豚ロース / 国産

- ① 名 称 その内容を表す一般的な名称
(食肉の生肉では、牛・豚・鶏などの鳥獣の種類) を表示。
- ② 原産地 国産品：国産である旨を表示。
※主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を表示してもよい。
輸入品：原産国名を表示。
○2カ所以上で飼養されている場合は、飼養期間の最も長い場所が「主たる飼養地」となる。
●「卵」については、採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名、賞味期限、保存方法、使用方法を追記。

水産物



キハダマグロ / 東シナ海



マダイ(養殖)
鹿児島県産

- ① 名 称 その内容を表す一般的な名称として「魚介類の名称のガイドライン」にならって名称を表示。
- ② 原産地 国産品：水域名又は地域名
(主たる養殖場が属する都道府県名) を表示。
※水域名の表示が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を表示してもよい。
輸入品：原産国名を表示する。
○国産品は水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品は原産国名に水域名を併記することができる。
- ③ 解 凍 冷凍したものを解凍して販売する場合は「解凍」と表示。
- ④ 養 殖 養殖されたものを販売する場合は「養殖」と表示。

精米・玄米の表示

は原則 12 ポイント以上で

別記様式4 ※注1 〈単一原料米の場合〉

① 名 称	精 米
	産 地 品 種 産 年
② 原 料 玄 米	単 一 原 料 米 〇〇県 △△ヒカリ〇〇年産
③ 内 容 量	〇〇 kg
④ 精 米 時 期	〇〇 . 〇〇 . 〇〇
⑤ 販 売 者	株 式 会 社 △△食糧 沖 縄 県 〇〇市□□□□ 電 話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〈複数原料米の場合〉

① 名 称	精 米
	産 地 品 種 産 年 使用割合
② 原 料 玄 米	複 数 原 料 米 国 内 産 10割 (△△県産 8割 □□県産 2割)
③ 内 容 量	〇〇 kg
④ 精 米 時 期	令 和 〇 年 〇 月 〇 旬
⑤ 販 売 者	有 限 会 社 □□商 事 沖 縄 県 △△市 〇〇-〇〇 電 話 : 098-□□□□

- ① 名称 「玄米」、「もち精米」、「うるち精米 (又は精米)」、「胚芽精米」の中からその内容を表す名称を表示する。
- ② 原料玄米
 - 単一原料米の場合は「産地」「品種」「産年」を表示。
(表示事項の根拠資料の保管が必要)
 - 複数原料米 (ブレンド米等) の場合は、
国産品の場合：国内産 〇〇割
輸入品の場合：□□(国名) 産 〇〇割
内訳を表示する場合は括弧をつけて表示可能。
- ③ 内容量 内容重量を単位 (グラム又はキログラム) を明記して表示。
- ④ 精米時期等 精米は原料玄米を精白した「精米時期」を、玄米は原料玄米を調製した「調製時期」を、輸入品のうち精米・調製年月日が不明なものは「輸入時期」を表示。
精米時期、調製時期、輸入時期の異なるものを混合した場合は、最も古い時期を表示。
- ⑤ 食品関連事業者 (販売者、精米工場) 食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示。
※注 1 食品表示基準で定められた別記様式

加工食品の表示

は原則 8 ポイント以上で

別記様式1 ※注2

〈表示責任者が販売者の場合の表示例〉

① 名称	焼菓子(ちんすこう)
② 原材料名	小麦粉、砂糖、ラード、紅芋 (一部に小麦・豚を含む)
③ 添加物	膨張剤、着色料(カラメル)
④ 原料原産地名	国内製造(小麦粉)
⑤ 内容量	30個(2個×15袋)
⑥ 賞味期限	令和〇年△月□日
⑦ 保存方法	直射日光・高温多湿を避けて 保存してください。
⑧ 販売者	株式会社 〇〇商会 沖縄県□□市△-△
⑨ 製造者	株式会社 〇〇食品 沖縄県△△市□-□

別記様式2 ※注2

栄養成分表示 1袋(2個)当たり	
熱量	168kcal
たんぱく質	0.2g
脂質	5.1g
炭水化物	30.4g
食塩相当量	0g

- ⑥ 消費期限又は賞味期限 品質の劣化の早い食品は「消費期限」、それ以外の食品については、「賞味期限」を表示。
- ⑦ 保存方法 未開封時における食品の特性に従った保存方法を表示。
※開封後の取り扱いは、原則一括表示枠外へ表示できる。
- ⑧ 食品関連事業者 (製造者、販売者、輸入者、加工者) 表示内容に責任をもつ事業者の氏名又は名称及び住所を表示。
- ⑨ 製造者 (製造者、加工者、輸入者) ※⑧の食品関連事業者と同一の場合⑨は省略可。
食品の製造又は加工 (最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工) を行った場所の所在地及び製造者 (加工者) の氏名又は名称を表示。輸入品にあっては、輸入者の所在地及び氏名又は名称を表示。
- ⑩ 栄養成分表示 表示が義務づけられている栄養成分 (5成分)
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量で表示。
○原産国名 輸入品にあっては、原産国名を表示。

※注 2 食品表示基準で定められた別記様式